平成２４年（フ）第６２号
秋田市土崎港北２丁目17番46号
債務者　宇佐美かつ子
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６３号
秋田市土崎港北１丁目13番46―１号
債務者　宇佐美浩一
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８０号
秋田市広面字谷地田29番地２
債務者　齋藤　啓太
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８４号
秋田市山手台３丁目14番地１
債務者　佐藤　直子
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７７号
京都市山科区上花山久保町51番地１
債務者　ＢＬＥＳＳこと　井原　武志
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第６号
奈良県吉野郡吉野町大字上市1800番地　上市駅東口町営住宅6104号
債務者　松浦　若奈
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２４年（フ）第４０号
島根県仁多郡奥出雲町三成321番地５
債務者　恩田　延明
1　決定年月日時　平成24年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３１号
広島県豊田郡大崎上島町木江224番地６
債務者　林　　省吾
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第３４号
広島県竹原市吉名町2855番地
債務者　三宅ツユコ
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第１５号
徳島市北田宮３丁目７番28号
債務者　河野　孝義
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４４号
徳島県徳島市八万町弐丈62番地の14
債務者　板東　光夫
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４５号
徳島県板野郡藍住町住吉字若宮70番地６　レオネクスト住吉Ａ105号
債務者　井上　梨沙
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６０号
徳島県徳島市南矢三町３丁目７番12―302号
債務者　岩野美千代
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６５号
徳島県徳島市川内町加賀須野454番地の３
林マンション24号室
債務者　谷川ゑり子
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第７８号
徳島県名西郡石井町石井字城ノ内1055番地３
債務者　佐藤須美代
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第８０号
徳島県徳島市南佐古六番町５番30　メルシーハイツ401号
債務者　志摩佐代子
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３３４号
大阪府高槻市北昭和台町25番12号
債務者　クマダ電気設備こと　熊田　一男
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９８９号
大阪市東住吉区中野４丁目４番47号　ラ・ソア・メゾン中野205号
債務者　伊藤　喜一
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部